

和歌山県 和歌山海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和定第2号	逢井八角網漁業生産組合	有田市宮崎町、通称逢井地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町、通称逢井、黒島の庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から96° -29' 100mの点 イ 基点第97号から276° -29' 100mの点 ウ イから219° -29' 800mの点 エ アから189° -29' 800mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第3号	逢井八角網漁業生産組合	有田市宮崎町、通称逢井地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町、通称逢井、仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から100° -29' 100mの点 イ 基点第99号から280° -29' 100mの点 ウ イから219° -29' 800mの点 エ アから189° -29' 800mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第4号	古木靖久ほか1	有田市千田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西蔭の突端に設置した標識 ア 基点第101号から127° -29' 100mの点 イ 基点第101号から307° -29' 100mの点 ウ イから233° -29' 800mの点 エ アから214° -29' 800mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第8号	鈴木誠	東牟婁郡串本町檜野地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町檜野、黒鼻、通称オオジマのアラサ魚見台東端に設置した標識 ア 基点第281号から351° -07' 170mの点 イ 基点第281号から66° -28' 312mの点 ウ 基点第281号から127° -08' 105mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第9号	弁天前定置水産株式会社	東牟婁郡串本町檜野地先	次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から259° -38' 250mの点 イ 基点第282号から347° -01' 612mの点 ウ 基点第282号から32° -38' 660mの点	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和定第10号	弁天前定置水産株式会社	東牟婁郡串本町檜野地先	次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町檜野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から32° -23' 270mの点 イ 基点第282号から309° -08' 240mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第11号	和歌山東漁業協同組合ほか1	東牟婁郡串本町田原地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 東牟婁郡串本町田原字荒船地先、立石南端蓄養池北角に設置した標識 ア 基点第305号から188° -00' 758mの点 イ 基点第305号から149° -00' 444mの点 ウ 基点第305号から137° -00' 1, 480mの点 エ 基点第305号から155° -00' 1, 602mの点	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第12号	岸野知夫ほか3	東牟婁郡太地町大字太地地先	次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎突端、山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から340° -34' 500mの点 イ 基点第320号から68° -34' 1, 200mの点 ウ 基点第320号から40° -34' 1, 400mの点 エ 基点第320号から155° -00' 1, 602mの点	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第13号	岸野知夫ほか3	東牟婁郡太地町大字太地地先	次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第321号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎北端岩壁、ムシロ岩頂点に設置した標識 ア 基点第321号から308° -34' 360mの点 イ 基点第321号から8° -34' 420mの点	定置漁業	雑魚定置漁業	5月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和定第14号	宇久井漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井、上野山見崎に設置した標識 ア 基点第353号から158° -11' 550mの点 イ 基点第353号から140° -37' 2, 180mの点 ウ 基点第353号から98° -22' 1, 960mの点 エ 基点第353号から48° -25' 1, 030mの点	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし